

公示番号：180016

国名：タンザニア

担当部署：農村開発部農業・農村開発第二グループ第五チーム

案件名：コメ振興支援計画プロジェクト（農業機械）【有償勘定技術支援】

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：農業機械
- (2) 格付：3号
- (3) 業務の種類：専門家業務

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2018年4月上旬から2018年7月上旬まで
- (2) 業務 M/M：国内 0.50M/M、現地 1.73M/M、合計 2.23M/M
- (3) 業務日数：準備期間 現地業務期間 整理期間
5日 52日 5日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：3月7日（12時まで）
- (4) 提出方法：専用アドレス（e-propo@jica.go.jp）への電子データの提出又は郵送（〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル）（いずれも提出期限時刻必着）

提出方法等詳細については JICA ホームページ（ホーム>JICA について>調達情報>公告・公示情報/結果>コンサルタント等契約案件公示（業務実施契約（単独型））>業務実施契約（単独型）公示にかかる応募手続き）

（<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/procedure.pdf>）をご覧ください。なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2018年3月20日（火）までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ①業務実施の基本方針 16点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
 - (2) 業務従事者の経験能力等：
 - ①類似業務の経験 40点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
 - ③語学力 16点
 - ④その他学位、資格等 16点
- （計 100 点）

類似業務	農業機械化に係る各種業務
対象国／類似地域	タンザニア／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
(2) 必要予防接種：

タンザニアへの入国時にイエローカード（黄熱病予防接種証明書）の提示は義務付けられていませんが、緊急時の周辺国への出国にも備え、イエローカードの持参を強く奨励します。詳細は以下の資料のタンザニアに関する情報を参照願います。

「国別渡航情報一覧」

<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/abroad.html>

6. 業務の背景

タンザニアにおいて農業分野は、同国の経済成長の核であると共に貧困削減の鍵である。「農業の商業化」を目指すタンザニア政府は、コメ生産量の増加を優先課題としている。しかし、コメの消費増大に国内生産が追い付かず、消費量の7～8%を占める10万トン以上を海外からの輸入に頼っている。そのためタンザニアは国家稲作開発戦略(National Rice Development Strategy: NRDS)を2009年に策定し、2008年のコメ生産量899,000トン(粳換算)を2018年には1,963,000トンへ倍増することを目標として掲げている。

我が国は、タンザニアにおける農業分野支援として、1970年代からキリマンジャロ州における灌漑稲作技術にかかる協力を実施してきた。その一連の支援の中で、2007年～2012年には、「キリマンジャロ農業研修センター(Kilimanjaro Agricultural Training Centre: KATC)」の機能強化、農家圃場でのコメの生産性が向上する栽培体系と研修方法の確立を目的に、各地域を担当する農業研修所(5ヶ所)と連携した技術協力プロジェクト「灌漑農業技術普及支援体制強化計画(タンライス)」を実施した。これを通じて、約40ヶ所の灌漑地区に対する研修を実施し、農家圃場レベルでの普及効果が確認された。また、より経験のある灌漑地区に対しては、ジェンダー、灌漑組合組織運営、マーケティングなどの分野で「課題別研修」を実施した。

引き続き、タンザニア政府は農業畜産水産省(Ministry of Agriculture, Livestock and Fisheries: MALF)研修局とザンジバル農業天然資源畜産水産省(Ministry of Agriculture Natural Resources Livestock and Fisheries: MANRLF)をカウンターパート機関、MALF研修局の6研修所及びMANRLFのキジンバニ農業研修所(Kizinbani Agricultural Training Institute: KATI)の計7ヶ所を実施機関として、灌漑農地だけではなく天水畑地・天水低湿地も含めたコメ生産に係る研修を通じた技術普及を推進するため、さらなる技術協力の要請を行った。これを受けてJICAは、2012年11月から6年間の予定で「コメ振興支援計画プロジェクト」(タンライス2)を実施している。なお、農業畜産水産省は、先般、農業省(Ministry of Agriculture: MoA)に改称された。

タンライス2は、コメ生産性向上のための研修を全国的に実施することにより、コメ振興技術が優先コメ生産地域の農家によって活用されることをプロジェクト目標としており、チーフアドバイザー、稲栽培技術、水管理/農民組織、稲作普及/モニタリング、業務調整の各分野の長期専門家計5名が派遣されている。これら長期専門家に短期専門家を加えて6分野（普及/モニタリング、稲作栽培、ジェンダー、灌漑地区運営、マーケティング/収穫後処理、農業機械）を支援している。実施機関である7研修所から、通常、各分野に7名～16名の教官がカウンターパート（C/P）として配置されており、各分野のC/P群は「タスクグループ（TG）メンバー」と称される（農業機械TGは、2016年に発足し、研修所教官4名と農業機械化局職員1名で構成）。

タンザニアでは、農業セクター振興のためには農業機械化は最重要課題の一つと見なされている。いまだに62%の農家が鋤による耕起を実施している中、タンザニア政府は農業機械の普及を促進しており、耕耘機やトラクターの利用が、特に灌漑地区において広がりつつある。タンライス2には、これまでに農業機械担当短期専門家が2回派遣され（2016年12月～2017年2月、2017年7月～10月）、タンザニアにおける農業機械の活用状況と研修ニーズについての調査、世銀の開発政策・人材育成基金（PHRD）の支援対象灌漑地区全14か所に対する農業機械の操作・保守管理コンサルティングの実施、新規農業機械研修実施の検討、除草機の評価とその普及促進、農業機械TGの能力強化と同TGの活動計画策定・改定などを行った。

本専門家の主要な派遣目的は、PHRDの支援対象灌漑地区内の8地区を訪問し農業機械操作・保守管理にかかる行動計画のモニタリングを通して行う課題の抽出、その課題を踏まえた農業機械課題別研修のマニュアルおよび実施ガイドラインの作成、作成されたマニュアルおよびガイドラインに則った研修の実施、農業機械TG全体活動計画の更新、更に、これらの活動の実施を通して農業機械TGの研修実施能力の強化を図ることである。

7. 業務の内容

本業務従事者は技術協力の仕組みや手続きを十分理解した上で、他の専門家と協力して農業機械専門家として農業機械TGメンバーに対する技術移転を担当する。

具体的な業務内容は以下のとおり。

（1）国内準備期間（2018年4月上旬）

- ① タンザニアのコメセクター、農業機械化に関する本プロジェクトや関連プロジェクトに関する資料の収集・整理・分析を行う。
- ② 上記①を踏まえ、現地派遣期間における業務方針・方法等について記述したワークプラン（英文・和文）を作成し、JICA農村開発部に提出する。

（2）現地業務期間（2018年4月中旬～6月上旬）

- ① 関係者（MoA研修局・農業機械化局及びJICAタンザニア事務所）にワークプランを提出し、内容の確認を行うとともに、必要に応じて活動計画を修正する。
- ② プロジェクト長期派遣専門家と派遣期間中の活動について打ち合わせを行い、活動内容を共有するとともに、現地視察、TG会議、農業機械課題別研修な

どの準備を進める。

- ③ 民間企業（コンバイン販売代理店等）を訪問し、農業機械販売促進活動（Operation and Maintenance にかかる導入研修の実施、操作・保守管理マニュアルの有無、修理にかかるアフターサービスなど）について聞き取りする。また、今後の民間企業との連携可能性について検討する。
- ④ 2017年9月に実施した農業機械利用・運営改善ワークショップにおいて、農業機械TGが、PHRD支援対象灌漑地区（14地区）において供与された農業機械管理運営改善のための行動計画を作成した。今回の派遣では、同TGメンバーと共にその内の一部（8地区）を訪問し、当該行動計画の進捗状況をモニタリングするとともに、農業機械運用にかかる課題があれば抽出し、必要に応じて技術指導を実施する（各灌漑地区につき1日程度を想定）。
- ⑤ 2017年度の農業機械短期専門家の派遣時に手押し除草機、および簡易な播種機（Jab Planter）の作業性が評価され、前者については普及活動が4灌漑地区（Lower Moshi、Lekitatu、Mombo、Musa Mwinjanga）で開始されている。その後の各機材の普及状況の調査と実用性の精査を行い、必要に応じて同除草機および播種機の調整や普及活動への助言を行う。
- ⑥ 2017年度の農業機械短期専門家派遣時に実施された農業機械利用・運営改善ワークショップに基づいて、Lekitatu灌漑地区において圃場面積拡大と均平作業が実施された。その後の栽培状況や農家の評価などを調査し、課題を抽出し、必要に応じて、農家や農民リーダーに対して技術指導を行う。
- ⑦ 農業機械TG会議を次の目的で開催する。
 - ア) 上記④、⑤、⑥の活動の結果をTGメンバーと共有する。
 - イ) 前回の農業機械化短期専門家派遣時に3つの課題別研修（Power Tillerの耕耘整地作業、コンバイン（DC-60）の操作・点検、精米プラントの取り扱いと精米品質の向上）が提案された。当該課題別研修のマニュアル、研修実施ガイドラインを、上記④、⑤、⑥の活動結果を踏まえて、TGメンバーとともに作成する。
 - ウ) 農業機械TG全体活動計画の進捗について確認し、必要に応じて修正する。
- ⑧ 課題別研修実施に向けて、TGメンバーに対して教官研修（Training of Trainers: ToT）を実施する。ToTにはKATCが所有予定のコンバインハーベスターを使用することを想定している。
- ⑨ 課題別研修（ア）Power Tillerの耕耘整地作業、イ）コンバイン（DC-60）の操作・点検、ウ）精米プラントの取り扱いと粳（白米）品質）を実施する。ア）はMusa Mwinjanga灌漑地区で4日程度（研修参加者は当該地区のリーダーと農業機械オペレーター）、イ）およびウ）はMombo灌漑地区で各4日程度（研修参加者は近隣を含む5灌漑地区のリーダーと精米プラント操作者）の実施を想定している。
- ⑩ 上記②～⑨を踏まえ、現地業務結果報告書（英文）を作成し、プロジェクト関係者及びJICAタンザニア事務所に報告・提出を行う。

（3）帰国後整理期間（2018年6月中旬）

専門家業務完了報告書（和文）を作成し、JICA農村開発部へ提出し、活動結果に関する報告を行なう。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は、「(3) 専門家業務完了報告書」とする。

(1) ワークプラン

記載事項：現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。
業務の具体的内容（案）などを記載。

提出時期：現地派遣前

部数： 英文 4 部（JICA 農村開発部、JICA タンザニア事務所、C/P 2 機関）
和文 2 部（JICA 農村開発部、JICA タンザニア事務所）
電子データ（写真データ等を含む）にて提出。

(2) 現地業務結果報告書

記載事項：業務の具体的内容、および業務の達成状況

提出時期：現地業務期間中、帰国前まで

部数： 英文 4 部（JICA 農村開発部、JICA タンザニア事務所、C/P 2 機関）
電子データ（写真データ等を含む）にて提出。

(3) 専門家業務完了報告書

記載事項：業務の具体的内容、業務の達成状況、派遣中に実施した活動にかかる包括的な評価、および提言

提出時期：現地業務終了後（2018 年 6 月下旬を想定）

部数： 和文 2 部（JICA 農村開発部、JICA タンザニア事務所へ各 1 部）
簡易製本とし、併せて電子データ（写真データ等を含む）を格納した CD を提出。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」

(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>) を参照願います。留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みませ（見積書に計上して下さい）。

航空経路は、成田/羽田⇄ドバイ/ドーハ⇄ダルエスサラームを基準とし、経済的かつ効率的な経路を選択して下さい。

(2) 直接人件費

直接人件費単価は2017年度単価で積算してください。

https://www.jica.go.jp/announce/information/20170220_02.html

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地派遣期間は2018年4月15日～2018年6月5日を予定しています。(数日程度の日程調整可)

② 現地での業務体制

本業務に係る現地プロジェクトチームの構成は、以下のとおりです。

- ・ チーフアドバイザー
- ・ 稲栽培技術
- ・ 水管理/農民組織
- ・ 稲作普及/モニタリング
- ・ 業務調整

③ 便宜供与内容

プロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎 あり
- イ) 宿舎手配 あり
- ウ) 車両借上げ
必要な移動に係る車両の提供 (市外地域への移動を含む。)
- エ) 通訳備上 なし
- オ) 現地日程のアレンジ
プロジェクトチームが必要に応じ、アレンジします。
- カ) 執務スペースの提供
農業省内およびKATC内のプロジェクトオフィスにおける執務スペース提供 (インターネットは使用可能、ただし回線の状況が不安定な場合あり。)

(2) 参考資料

① 配布資料

本業務に関する以下の資料をJICA農村開発部農業・農村開発第二グループ第五チーム (TEL:03-5226-8409) にて配布します。

- ・ タンザニア国コメ振興支援計画プロジェクト農業機械短期専門家業務完了報告書 (2016年度、2017年度)

② ウェブ公開資料

本業務に関する以下の資料がJICA図書館のウェブサイトで公開されています。

- ・ タンザニア連合共和国コメ振興支援計画プロジェクト詳細計画策定調査報告書 <http://libopac.jica.go.jp/images/report/12086336.pdf>

③ その他

本契約に関する以下の資料をJICA調達部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、代表アドレス (prtm1@jica.go.jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。

- ア) 提供資料: 「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」

イ) 提供依頼メール:

- ・ タイトル: 「配布依頼: 情報セキュリティ関連資料」
- ・ 本文: 以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プ

ロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ①業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ②タンザニア入国に際しては、査証とは別に就労許可証（Work Permit: WP）と在留免責証明書（Exemption Certificate: EC）を入国前に取得するため、本業務実施契約（単独型）締結後速やかに、英文履歴書、パスポートコピー、最終学歴の卒業証明書（英文）等必要書類を提出する必要があります。なお、JICAタンザニア事務所では2017年6月より、滞在日数90日未満の専門家についてはWP・EC取得不要と整理していますが、本専門家は地方出張も多いことから、念のためWP・ECも取得する事とします。（JICA農村開発部よりWP取得にかかる手続きについてお知らせします。）必要書類取得にかかる手続きについては、以下の「国別渡航情報一覧」を参照願います。
https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/ku57pg00000x9ife-att/abr_voyage_20171214.pdf
- ③安全管理
タンザニア国内での作業期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICAタンザニア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ④不正腐敗の防止
本調査の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」（<https://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。

以上